

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート(経済産業省)

対策の柱立て(大区分)	Ⅱ. 成長による富の創出	担当部局	資源エネルギー庁、農林水産省、国土交通省、厚生労働省、環境省
対策の柱立て(中区分)	1. 民間投資の喚起による成長力強化		
対策の柱立て(小区分①)	(1) 成長力強化、省エネ・再エネ促進等のための設備投資等の促進	担当課	資源エネルギー庁総合政策課需給政策室 農林水産省経営局総務課 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 国土交通省下水道部下水道企画課 厚生労働省医政局指導課 環境省地球環境対策課市場メカニズム室
対策の柱立て(小区分②)	① 産業競争力強化、省エネ・再エネ促進等のための投資促進		
対策における施策の名称	環境関連投資(再エネ・省エネ投資)促進税制の拡充		
(事業名)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度(環境関連投資促進税制)の拡充	新規/既存	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存
平成24年度補正予算額	一般会計/特別会計 (特会の場合には名称も記載)		
事業の内容 (予算については、 予算の使途及び 予算を交付等する対象者 を明記)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度(環境関連投資促進税制)について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。) ① 普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置(即時償却)について、対象資産に熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)を加えた上、その適用期限を平成27年3月31日までとする。 ② 対象資産に定置用蓄電設備等を加えたとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外する等の見直しを行う。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 貸付金 <input type="checkbox"/> その他()		
アウトプット指標(進捗指標)	(アウトプット指標による目標)		
アウトカム指標(効果指標)	(アウトカム指標による目標) ・本税制措置による経済波及効果 1年間で最大2059億円		
事業の進捗状況 予算の執行状況 (進捗実績、 今後のスケジュール)	平成25年1月29日に閣議決定された「平成25年度税制改正の大綱」において、上記の税制措置が盛り込まれ、これに基づいた平成25年度税制改正法が3月29日に成立、4月1日に施行された。		
執行早期化のために 講じている工夫			
事業に関するURL (事業実施場所、補助先等)			